

# 公益財団法人東京都教育支援機構工事等成績評定措置基準

常務理事決定

(趣旨)

第1 公益財団法人東京都教育支援機構工事等成績評定要綱（以下「工事等成績評定要綱」という。）第20条第2項及び公益財団法人東京都教育支援機構設計等委託等成績評定要綱（以下「設計等委託等成績評定要綱」という。）第20条第2項の規定に基づき、工事等成績評定又は設計等委託等成績評定結果（以下「評定結果」という。）に対する措置の適用について必要な基準を定めるものとする。

(措置の適用基準)

第2 評定結果に基づく措置の適用基準は、次のとおりとする。

- 一 工事等成績評定要綱第5条に定める総評定点が75点以上のもの及び設計等委託等成績評定要綱第5条に定める総評定点が75点以上のものは、成績が優良な工事及び設計等委託とする。
- 二 工事等成績評定要綱第5条に定める総評定点が60点未満のもの及び設計等委託等成績評定要綱第5条に定める総評定点が60点未満のものは、成績が不良な工事及び設計等委託とする。

(措置の内容)

第3 第2の二で定める基準に該当する工事及び設計等委託の受注者又は受託者については、原則として1月以上12月以内で入札参加制限措置を適用する。

なお、総評定点に応じた措置の標準期間は以下のとおりとする。

- |              |        |
|--------------|--------|
| ア 40点未満      | (標準9月) |
| イ 40点以上50点未満 | (標準6月) |
| ウ 50点以上55点未満 | (標準3月) |
| エ 55点以上60点未満 | (標準1月) |

(措置の特例)

第4 次のいずれかに該当する場合は、入札参加制限措置を適用しない又は第3で定める標準期間によらず措置期間を定めることができる。

- 一 事後処理が適切になされたと認められる場合
- 二 その他特に必要があると認められる場合

附則

この基準は、令和7年4月1日以降に契約を締結する請負工事並びに設計、測量、地質調査及び工事監理業務に適用する。